



Phillip-Aizawa Trust Thai Fund

ケイマン籍／契約型／外国投資信託（米ドル建て）

< 管理会社 >	FCインベストメント・リミテッド 2003年9月にケイマン諸島において設立。 ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行・買戻し業務を行います。 管理会社の資本金は5,000万円です。 管理会社は、本ファンドを含むケイマン籍契約型投資信託5本（純資産総額：36,669,359.67米ドル、5,620,767,276円）の管理および運用を行っています。（2021年4月末日現在）
< 受託会社 >	G.A.S.（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
< 投資運用会社 >	フィリップ・キャピタル・マネジメント（S）リミテッド ファンド資産の運用業務を行います。
< 管理事務代行会社 >	SMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド 管理事務代行業務を行います。
< 保管会社 >	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 ファンド資産の保管業務を行います。
< 日本における販売会社／代行協会員 >	藍澤證券株式会社 日本におけるファンド証券の代行協会員および販売会社としての業務を行います。

- ・ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うフィリップ・アイザワ トラスト タイファンド（以下「ファンド」といいます。）の受益証券（「ファンド証券」）の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月30日に関東財務局長に提出しており、2021年7月1日にその届出の効力が生じております。
- ・ファンド証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられる有価証券などの値動きのほか、為替の変動による影響を受けます。したがって、1口当たり純資産価格は変動しますので、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。

ファンドの目的・投資方針・投資対象

ファンドの主な目的は、一貫したプラスのリターンを達成することです。投資運用会社は、主にタイで設立されまたは事業を行っている企業により発行された、上場株式、NVDR、債券、ワラントその他の証券、およびかかる証券のデリバティブ商品（オプション、先渡し、および先物を含みます。）にファンドの勘定で投資しますが、投資対象はこれらに限られません。したがって、ファンドは、純資産総額の30%までは、タイ国外で上場されている企業の証券に投資することもできます。投資運用会社は、その方針として、自らがファンドの勘定で投資している企業の支配を目的とはしません。

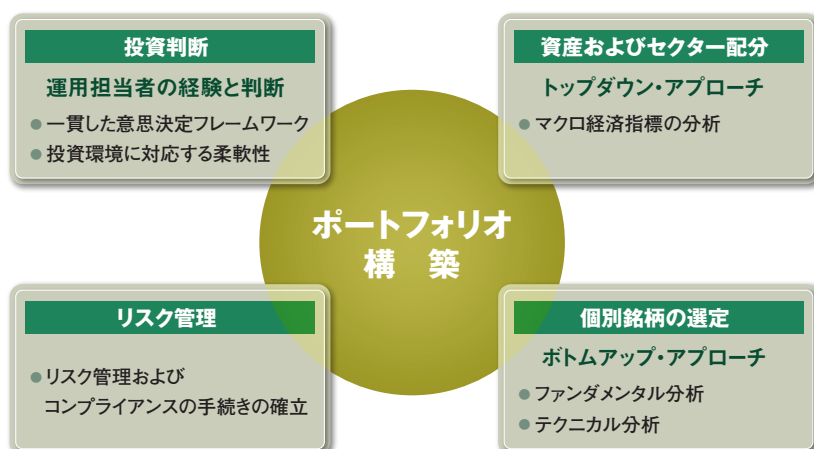
ファンドは、優れた中・長期のパフォーマンスの達成を目的とし、主にグロース（成長）投資の手法を採用します。投資運用会社は、市場の非効率性を探し出し、従来の考え方にとらわれずに、これまでになかったトレンドや、見過ごされてきた成長要因を見つける努力をします。投資運用会社は、極端に株価が過小評価されている企業や経営実績の悪い企業、あるいは極端に高成長の企業には投資を集中せず、株価が妥当で成長性のある企業に投資を行います。投資運用会社は、こうした投資スタイルを採ることで、保有期間やボラティリティ、成長性等といった諸要素間のバランスがとれた運用を行うことが可能となります。

投資運用会社は、一貫した意思決定のフレームワークに基づいて下される判断と、ファンド・マネージャーの経験とを組み合わせた投資スタイルを採用します。これにより、ファンド・マネージャーは、投資判断の原則に基づいた運用を行いながら、変化する投資環境に対して柔軟に対応することができます。

投資プロセスは、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチの長所の組み合わせにより特徴付けられます。資産およびセクター配分の決定は、トップダウン・アプローチに基づいて行われます。投資運用会社は、株価や債券利回り、為替に影響を及ぼしうる事象について、基本的なマクロ経済の観点から評価します。

ボトムアップ・アプローチは、証券の絶対的および相対的な魅力を決定するための積極的な定性・定量分析を含みます。投資運用会社は、投資を予定している対象の投資価値を決定するために厳密なファンダメンタル分析を行い、テクニカル分析によって市場の潜在的トレンドを予測します。投資運用会社は、投資対象となる銘柄の潜在的な価値が株価の上昇に結びつくタイミングを注意深くうかがいます。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオ構築に関して参考になる、様々な情報源からの情報に積極的にアクセスします。投資運用会社は、初期選別またはモニタリングを行うツールとして、定量スクリーニングを利用します。また、投資運用会社は、ヘッジングまたはリスク管理の目的で、有価証券やその他の金融商品に直接投資を行うことができます。



主な投資制限

ファンドは、以下の主な投資制限に従います。

- 1 空売り
投資運用会社は、ファンドの勘定で証券を空売りすることができます。しかし、空売りされる証券の総額は、直近の純資産総額を超えることはできません。
- 2 タイ国外で上場されている証券
直近の純資産総額の30%を超えない部分については、タイ国外で上場されている株式、債券、ワラントおよびその他の証券、ならびにかかる証券のデリバティブ（オプション、先渡しおよび先物を含みます。）に投資することができます。
- 3 単一発行体制限
(1) 直近の純資産総額の10%を超えない部分は、単一の発行体により発行されたいずれかのクラスの証券に投資することができます。この制限を計算する際は、デリバティブは除かれます。
(2) 投資運用会社は、ファンドの勘定で、ある1つの会社の発行済株式総数の10%を超えて取得することはできません。
- 4 デリバティブ
ファンドは、ワラント、オプション、先物および先渡しを含むデリバティブに投資することができます。直近の純資産総額の15%を超えない部分は、かかる商品に投資することができます。
- 5 一般的な制限
(1) ファンドは、投資先企業の経営に参加しないものとします。
(2) ファンドは、商品および／または不動産を扱う会社の証券には投資できますが、商品または不動産そのものには投資しません。
(3) ファンドの投資対象は、負債の担保としていかなる方法においても、譲渡担保権、抵当権、質権を設定されず、また譲渡もされません。
(4) 投資運用会社は、ファンドの勘定で引受または下引受取引を行いません。
(5) ファンドは、無限責任を生じさせる投資対象に投資しません。ただし、この制限は、デリバティブへの投資には適用されないものとします。
別段の記載がない限り、上述の投資制限は、投資に関連する取引の実行または契約の日付において適用されます。

借入

ファンドの投資運用会社は、ファンドの勘定で、一回に純資産総額の10%まで、現金を借入れることができます。

分配方針

管理会社は、その単独の裁量により、ファンドの収益ならびに実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。管理会社は、現在、ファンド証券に関して分配金の支払を予定していません。

運用体制

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。

管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。投資運用会社には、10名のファンド・マネージャーおよびアナリストによる投資チームがあります。投資決定は、投資運用会社の投資委員会によって審査されます。投資委員会は最優先事項として、ファンド・マネージャーが提案する投資についての意見に関する報告および精査を行い、ポートフォリオ戦略、資産配分、株式選別および組入銘柄の変更に係る投資決定を下します。代表ファンド・マネージャーは投資委員会のミーティングにおける投資決定が実行されるよう努め、ファンドの全体的な運用実績のモニターを行います。投資運用会社はファンドの管理事務代行会社により作成される評価レポートを検討し、ファンドの評価の適切な実施を確保します。

リスク要因

投資者は、ファンド証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。

ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドへの投資のリスクには以下が含まれますが、下記の記載はファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

投資目的の達成

ファンドの投資目的が成功するとの保証または表明は一切行われていません。

デリバティブ

デリバティブ取引に関連するリスクは数多く存在します。例えば、多くのデリバティブは取引実行時に支払われまたは預託される金銭よりもかなり多くの市場エクスポージャーを提供するため、比較的わずかで不利な市場動向が、投資額の全損だけでなく、当初の投資額を超える損失をファンドに被らせる可能性があります。

決済リスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引を行う、相手方当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

ファンド証券は、ファンドが米ドル貨以外の通貨建ての資産に投資される場合に、為替レートの変動にさらされます。

政府、経済、社会等に関して考慮すべきリスク

ファンドの投資対象資産の純資産総額および流動性は、為替レート、為替管理、金利の変化、ならびに政府方針および税制の変更、ならびに社会、政治および経済の不安定性、またはタイおよびファンドの投資先であるその他の国々におけるもしくはこれらの国々に影響を与えるその他の事象の悪影響を受ける場合があります。

無議決権預託証券 (NVDR)

投資者は、NVDRに投資することにより、ある会社の普通株式に直接投資する投資者と同様の金融上の利益（配当、株主割当発行およびワラント等）を受け取ります。しかし、NVDRの保有者は、会社の意思決定に参加することはできません。

市場のボラティリティの可能性

タイ証券取引所は、最近において極端な価格変動を経験しており、そのような変動が将来に発生しないと保証することはできません。

流動性

投資運用会社は、ファンドの勘定において、未上場証券だけでなく上場証券にも投資する場合があります。上場証券、特に中小企業の上場証券への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、未上場証券への投資は、高い非流動性リスクにさらされています。極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部のタイの企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、タイの企業に関する公に利用できる情報も少ない場合があります。また、タイの企業が、米国やヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件にしたがっている場合があります。

分配

本書の日付の時点で、管理会社は受益者に対し分配を支払うことを予定しておらず、むしろファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインはすべて再投資されることを予定しています。したがって、ファンドへの投資は、財務または税金対策の目的で現時点での収益を求める投資者には適していません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

投資運用会社は、適用法令ならびにファンドの投資方針および制限を遵守するために、リスク管理およびコンプライアンスの手続きを確立しています。この手続きには、ベンチマークに対するポートフォリオの運用実績およびポートフォリオのリスク、さらには投資制限が遵守されているかの定期的な監視が含まれています。

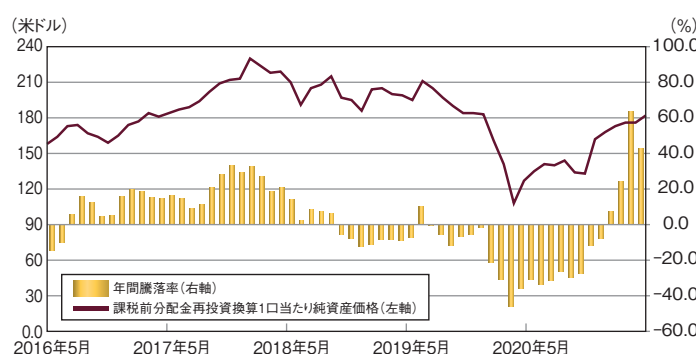
ファンドはヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行います。投資運用会社は、デリバティブ取引等の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように管理します。

リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

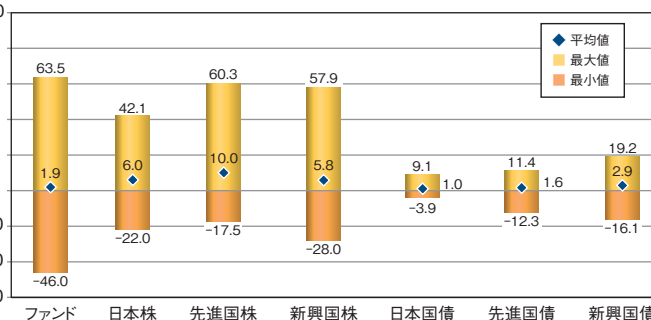
ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2016 年 5 月～2021 年 4 月の 5 年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
FC インベストメント・リミテッドが作成

※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は 1 口当たり純資産価格と等しくなります。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBG バークレイズ E 1 年超日本国債指数

先進国債…FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）

（注 1）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

（注 2）2021 年 8 月 24 日付で、BBG バークレイズ E 1 年超日本国債指数は、ブルームバーグ E 1 年超日本国債指数に名称を変更します。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）および FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移



投資有価証券の主要銘柄

(2021年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株数	帳簿価額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	PTT PCL NVDR THB	タイ	エネルギー	167,000	1.12	187,065.11	1.28	214,377.40	7.97
2	SIAM COMMERCIAL BK NVDR THB	タイ	銀行	47,000	4.23	198,778.48	3.37	158,376.13	5.89
3	SIAM CEMENT PCL NVDR THB	タイ	建設資材	9,550	13.57	129,599.06	14.83	141,594.99	5.27
4	KASIKORN BANK PLC THB NVDR	タイ	銀行	31,200	5.06	157,743.47	4.24	132,169.44	4.92
5	PTT GLOBAL CHEMICAL THB NVDR	タイ	化学	57,000	2.43	138,671.54	2.17	123,932.93	4.61
6	LAND AND HOUSES NVDR THB	タイ	不動産	433,280	0.28	120,226.67	0.28	120,278.30	4.47
7	BK OF AYUDHYA THB NVDR	タイ	銀行	91,500	1.14	104,502.30	1.20	110,117.14	4.10
8	PTT EXPLORATION AND PROD THB	タイ	エネルギー	26,753	2.86	76,383.37	3.82	102,169.67	3.80
9	WICE LOGISTICS PCL NVDR THB	タイ	運輸	412,000	0.13	51,745.14	0.22	91,893.46	3.42
10	HANA MICROELECTRONICS PCL NVDR	タイ	電子装置	51,000	0.96	49,158.21	1.78	90,837.61	3.38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

資産別および地域別の投資状況

(2021年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	2,308,634.92	85.87
	シンガポール	49,579.88	1.84
不動産投資信託	タイ	53,376.12	1.99
新株予約権	タイ	57.09	0.00
小計		2,411,648.01	89.70
現金・その他の資産 (負債控除後)		276,891.64	10.30
合計 (純資産総額)		2,688,539.65 (約293百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.93円）によります。

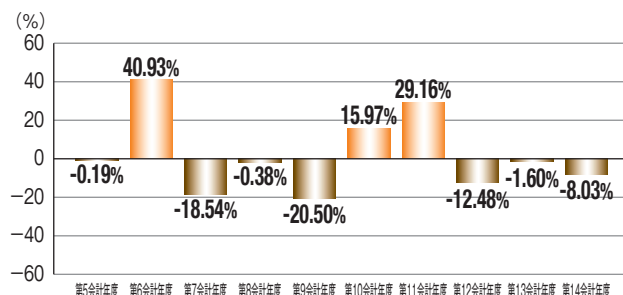
運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

分配の推移

設定来、分配金の支払実績はございません。

収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)
b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配額の額)

お申込みメモ

購入（申込み）単位	10口以上1口単位
購入（申込み）価額	取引日における受益証券1口当たり純資産価格 (注1)「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託会社との協議の上、随時決定する日を指します。 (注2)「ファンド営業日」とは土曜日、日曜日以外の日で、ダブリン、ロンドン、シンガポールおよび東京において銀行が営業しており、かつ、タイ証券取引所で取引が行われている日、または管理会社が受託会社との協議の上、ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
購入（申込み）代金	投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社に対し円貨または外貨で支払うものとします。
換金（買戻し）単位	1口単位
換金（買戻し）日	買戻しは、各ファンド営業日、または管理会社が受託会社と協議の上、ファンドについて随時決定する日に実施されます（以下「買戻日」といいます。）。受益者は買戻日の午後2時までに、販売会社に対して買戻請求を行った場合には、当該買戻日に対する請求として取り扱われます。
換金（買戻し）価額	関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格
換金（買戻し）代金	買戻代金は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて円貨または外貨で支払われるものとします。
申 込 締 切 時 間	販売会社の定める時間とします。
購 入 の 申 込 期 間	2021年7月1日（木曜日）から2022年6月30日（木曜日）まで ただし、申込みは、各取引日に取り扱われます。
換金（買戻し）制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありません。
購入・換金（買戻し）申込受付の中止および取消し	管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、ファンドの純資産総額（および1口当たり純資産価格）の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。また、当該停止の期間中、ファンド証券は発行されず、または買い戻されません。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。 1. ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合 2. ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合 3. ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合 4. 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合 当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。

信 託 期 間 繰 上 償 還	2106年12月31日まで ファンドは、下記の場合に解散されます。 1. 受託会社と管理会社が合意した場合 2. 受益者集会において決議された場合 3. 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 4. 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合 5. ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない（もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる）法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合 また、信託証書に規定された事由により解散されるか、管理会社と受託会社がファンドの存続を決定しない限り、ファンドは以下の事由の発生により解散します。 1. 2106年12月31日の到来 2. ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、管理会社がファンドを終了する旨をファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合 ファンドが解散された場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません（または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません。）。 ファンドの終了日において、管理会社は、ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は、受益者に対して換金によって得られた資金を、ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して（受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠（もしあれば）の提示により）配分するものとします。
決 算 日 収 益 分 配	毎年12月末日 管理会社は、その単独の裁量により、ファンドの収益ならびに実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。管理会社は、現在、ファンド証券に関して分配金の支払を予定していません。
信 託 金 の 限 度 額 運 用 報 告 書	ファンドにおける信託金の限度額は、特に定めがありません。 ファンドの計算期間の終了（毎年12月末日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、販売会社を通じて受益者にお渡しします。
課 税 関 係 そ の 他	課税上は公募外国株式投資信託として取扱われます。 ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。）

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入（申込み）時手数料	購入（申込み）時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。	
	申込口数	申込手数料
	5,000口未満	3.30%（税抜3.00%、税0.30%）
	5,000口以上10,000口未満	2.75%（税抜2.50%、税0.25%）
	10,000口以上	2.20%（税抜2.00%、税0.20%）
換金（買戻し）手数料	かかりません	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用^(注)

ファンドの運用管理費用（管理報酬等）
純資産総額に対し**年率1.6%*（毎月最低8,500米ドル）** および**年間2,500米ドル**を超えない額ならびに評価・取引手数料等、保管業務報酬および実績報酬
*本料率は、以下に記載されている各報酬の料率を単純計算で足した合計料率です。最低報酬が適用され実際に支払われた報酬に基づき料率を逆算した場合、これとは異なる料率となる場合があります。
(ただし、下記のその他の費用、手数料等もファンドの信託財産から支払われます。)

手数料等	支払先	役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンド資産の管理・運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（毎月後払い）
受託報酬等			
①受託報酬	①受託会社	①ファンドの受託業務	①ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（毎月後払い、毎月最低8,500米ドル）
②管理事務代行報酬	②管理事務代行会社	②ファンド資産の管理事務代行業務およびファンドの登録事務代行業務	②管理事務代行報酬（上記①の受託報酬から支払われる）、ファンドの登録事務代行業務に関して、年2,500米ドルを超えない額（比例配分に基づき毎月後払い。）および評価・取引手数料等
③保管業務報酬	③保管会社	③ファンド資産の保管業務	③保管会社および受託会社の間で合意した料率等の報酬
投資運用報酬	投資運用会社	ファンド資産の運用業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.70%（毎月後払い） また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いされる実績報酬の支払いを受ける権利を有します。 実績報酬＝（受益証券の1口当たり純資産価格－ハイ・ウォーターマーク）×10%×当該四半期中の発行済受益証券口数の平均
代行協会員報酬	代行協会員	1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社へ送付する等の業務	ファンドの純資産総額に対して年率0.20%（毎月後払い）
販売報酬	販売会社	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等	ファンドの純資産総額に対して年率0.50%（毎月後払い）
その他費用・手数料	マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびレポーティング・オフィサーの報酬ならびにファンドの直接の運営費用（公租公課、銀行取引手数料、券面印刷費、信託証書およびファンドに関するその他一切の書類の作成および／または提出および印刷費用、マーケティング費用、合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用等を含みます。）がファンドの信託財産からのみ支払われます。 上記手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。		

(注) 当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況および投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金（買戻し）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（買戻し）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ・上記は、2021年6月30日現在のものです。税率に関しては、2038年1月1日以後は20%となります。今後も税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Phillip-Aizawa Trust Thai Fund